

# 加賀市こども計画

令和7年度～令和11年度



令和7年4月  
加賀市

## 1 計画策定の趣旨

我が国の子どもたちを取り巻く社会環境は、少子高齢化や核家族化の進行により、ライフスタイルや価値観のニーズが多様化し、家庭問題や地域社会のつながりの希薄化などが大きな問題となってきています。また、自殺やいじめ、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

近年の子ども施策をとりまく重要な展開として、令和5年4月に「子ども基本法」が施行され、「子ども家庭庁」が発足しました。また、同年12月には、子ども基本法の理念に基づき「子ども大綱」が閣議決定され、「子どもまんなか社会」の実現に重要な進展がみられました。

また、本市では、平成29年度から令和8年度までを計画期間とする『第2次加賀市総合計画（基本構想）』を策定し、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを推進しています。

このような中、『第2期加賀市子ども・子育て支援事業計画』が最終年度を迎えるため、『加賀市子ども計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していきます。

## 2 計画の位置付け

本計画は、子ども基本法第10条第2項に基づく加賀市子ども計画として、市町村子ども・子育て支援事業計画、市町村行動計画、市町村子どもの貧困対策計画、市町村子ども・若者計画及び母子保健計画を包含し、一体的に推進するための計画として位置付けます。

また、本計画の策定にあたっては、「第2次加賀市総合計画」の基本方針に基づくとともに、関連計画との整合性を図ります。

そして、令和7年度からの第3期「加賀市子ども・子育て支援事業計画」と「加賀市健やか親子21計画(第3次)」を統合し、「加賀市子ども計画」とします。また、成育医療等基本指針における市町村の新たな指標を追加し、『加賀市子ども計画』の3つの基本目標に沿って、指標を設定し策定します。

## 3 計画の期間

本計画は5年ごとに策定するものとされていることから、令和7年度から令和11年度までを計画期間とします。なお、計画の期間中においても実状を踏まえ、変更の必要が生じた場合は、見直すこととします。

計画期間

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期加賀市子ども・子育て支援事業計画		加賀市子ども計画					次期計画
加賀市健やか親子21計画(第2次後期)							

## 4 基本理念

# 地域で支えあい安心して子育てができる

# こどもまんなかの住みよいまち

本計画では、第1期計画、第2期計画の理念や方向性などを引き継ぐとともに、こども大綱の趣旨や本市の現状、課題を踏まえ、計画の基本的な視点をさらに明確に反映し、「こどもまんなか」の考えの下でこれからの加賀市を支えるこどもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちづくりを目指します。

## 5 計画の体系

[ 基本理念 ]

地域で支えあい安心して子育てができる  
こどもまんなかの住みよいまち

[ 基本目標 ]

1 わたしたちと地域がつながるまちづくり

2 ウェルビーイングな生活ができるまちづくり

3 安心して子育てができるまちづくり

[ 施策の方向 ]

- (1) こども・若者の権利の保障
- (2) 特色をいかした多様な居場所の確保
- (3) こどもの貧困対策の推進
- (4) 発達に遅れや障がいのあるこども・若者の支援の充実
- (5) 児童虐待の未然防止、早期発見、支援
- (6) こども・若者の心の健康づくり等の推進

A 妊娠前から  
幼児期まで

- (1) 妊娠前から妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援
- (2) 児童福祉と母子保健の一体的な相談支援
- (3) 魅力ある教育・保育の充実

B 学童期・  
思春期

- (1) 健やかな心と体の育成
- (2) 魅力のある学校教育の推進
- (1) 仕事と子育てが両立しやすい環境づくりと働き方改革の推進

C 青年期

- (2) 若者への就労支援
- (3) 子育て世代の出会いの場とネットワークづくり

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域の子育てを支える活動への支援
- (3) ワーク・ライフ・バランスの促進
- (4) ひとり親家庭への支援
- (5) 情報提供の充実

## 6 施策の展開

### 基本目標1 わたしたちと地域がつながるまちづくり

こどもの貧困解消対策や児童虐待防止対策を推進しつつ、障がいや発達の特徴がある子どもなど、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、それぞれの特性に合わせて、支援の充実を図ります。

さらに、地域で安心して子育て・子育てできるまちづくりに取り組みます。こどもは、未来を担う存在でありながら、今を生きる主体でもあります。こどもの権利を尊重し、適切な情報と知識を提供して自己決定を支援します。

#### ① こども・若者の権利の保障

こども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。

また、保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者など、こどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わる大人に対しても、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行い、こどもの意見表明や、こども・若者の意見聴取に係る多様な手法を検討し取り組むほか、こどもの権利の侵害に対する救済・回復を図るため、要保護児童対策地域協議会などで困難を抱える状況のこどもを把握、支援する機関と連携し、一人ひとりのこどもの状況に応じて、権利を擁護・救済する取り組みを進めます。

そのほか、地域との連携・協力の強化を図り、こども自らが危険回避できる力を養うための防犯や防災等の教育に今後も引き続き取り組んでいきます。また、誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを推進するとともに、自分たちの地域を自分たちで守る地域の力を高める活動を推進します。

#### ② 特色をいかした多様な居場所の確保

こどもが放課後を安全・安心に過ごせるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブについては、児童数が減少しているにも関わらず、クラブ利用率が増加傾向にあることや支援員等の人材不足が懸念されることから、児童1人あたりの専用区画面積を改善していくなど、引き続き、各クラブが適正な運営ができるよう必要な措置を講じ需要量に応じた整備を進めます。

また、すでにこどもの居場所となっている児童センター、公園、グラウンドなどのほか、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、こどもにとってよりよい居場所となるよう充実を図ります。

なお、令和6年能登半島地震の影響から当面の対応として山中総合福祉センターの一部を利用して継続し運営している山中児童センターについて、山中温泉地区会館整備検討会の意見等を踏まえ整備します。

#### ③ こどもの貧困対策の推進

引き続き、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の一部改正（令和6年法律第68号）を踏まえて、現在から将来にわたって、すべてのこどもたちが夢と希望を持てるよう、こどもの貧困対策に取り組み、さらに子育て支援策を充実させます。また、非婚のひとり親を含め、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた必要な支援を行います。

#### ④ 発達に遅れや障がいのあるこども・若者の支援の充実

障がいや発達の特徴を早期に発見・把握し、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な支援・サービスにつなげていくとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進めます。

なお、こども育成相談センターについて、関連機能の集約や機能充実について検討し、施設・設備の老朽化に対応します。

#### ⑤ 児童虐待の未然防止、早期発見、支援

児童虐待に関する知識の普及とあわせて、子育ての相談窓口や、虐待の通告窓口の周知を図ることで児童虐待の早期発見と早期対応に取り組みます。

要保護児童対策地域協議会の調整機関として、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実を図り、妊娠期から子育て期にわたり虐待の未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。

また、予期せぬ妊娠に悩む妊婦等の相談先の周知と連携した支援により、養育環境を整えて虐待リスクの高まり

を未然に防止します。相談支援にはSNS等相談しやすい体制により、困ったときに相談しやすい体制を整備し、養育支援により子育てサービスの導入により子育ての負担を軽減して家庭の養育環境を整えます。

虐待を受けた子どもに対するケアについても、児童相談所など関係機関との連携を図り、子どもと保護者に寄り添いながら適切な支援を進めていきます。

## ⑥ 子ども・若者の心の健康づくり等の推進

日頃から、子ども・若者を取り巻く大人が、早期から変化に気づき声をかけ、声を聴き寄り添います。子ども・若者の意見を尊重しながら、子どもや若者が抱える課題や悩みに一緒に考えて対応できるように、保護者や学校だけでなく、教育委員会や教育総合支援センター、子育て応援ステーション等の子どもを取り巻く関係機関と連携して子どもの支援に取り組みます。

不登校児童生徒の支援については、「加賀市不登校支援プラン」（計画のP148参照）をもとに、子どもの学校内外の居場所の多様化を進め、子どもの選択肢を増やしていく方向で取り組みを進めていきます。

小中学校におけるいじめにおいては、早期発見・早期対応が重要と認識され、社会的にも意識が高まるとともに、認知率の向上が考えられます。いじめの見逃しゼロの視点では、いじめの認知件数は児童生徒に寄り添えた数と捉え、繰り返し周知し、学校全体で高いアンテナを持ち、迅速な対応を引き続き実施していきます。

今後、社会情勢の変化や様々な教育課題に対応し、これからの時代を担う子どもを育成していくために、関係機関と連携・協力し、それぞれの個に応じたきめ細やかな支援を充実させます。

## 基本目標2 ウェルビーイングな生活ができるまちづくり

すべての子どもの幸せに向け、ライフステージに応じて子どもの教育や保育を充実させるとともに、安心して出産や子育てができるよう、妊娠前から妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援に取り組みます。また、子どもや若者の意見を聴き、子どもや若者の視点に立った取り組みを推進します。



### A 妊娠前から幼児期まで

#### ① 妊娠前から妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援

若年代代の生活や健康に向き合うために必要な知識・技術の習慣や働き方、子育て支援を進めることで、それぞれに合った将来のライフデザインを考えられる魅力ある地域とするとともに、市内外への積極的なプロモーションや移住・定住策の強化をすることで社会意識の醸成を高め、加賀市で就職・結婚・出産等の様々なライフデザインが描ける環境を構築します。

また、引き続き、妊娠前から妊娠・出産、産後の健康管理と合わせて、様々なニーズに応じた情報提供や伴走型相談支援を切れ目なく実施します。乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から、乳幼児健診等の母子保健事業を実施するとともに、相談支援体制の充実と必要な子育て支援サービスの提供を引き続き行います。

#### ② 児童福祉と母子保健の一体的な相談支援

妊娠期から子育て期まで切れ目なく適切な相談支援へつなげられるよう、周知啓発とともに相談体制の充実を図ります。子育て中の親の仲間づくり、社会参加を促進するために、日常的に交流ができるような環境を構築し、地域子育て支援拠点を充実するとともに、親子が集まるきっかけとなるイベントや講座を開催することで、保護者同士の交流や育児不安の軽減などを図ります。また、身近な地域の相談を充実させます。

#### ③ 魅力ある教育・保育の充実

教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適切な環境整備を検討するほか、教育・保育施設に通う子どもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保でき、かつ、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、職員の資質向上のための研修等を実施します。

また、学校教育ビジョンとも連動し子どもたちが自分の興味関心を起点に、自分で考え、表現、探究し、創造性あふれる学びのプロセスを、環境やコミュニティの参加を通し進めるとともに、保育園等を拠点に、子どもとまちの伝統や文化のコーディネートを「まちぐるみで取り組む0歳からの学びの環境づくり」を推進します。

なお、加賀市公立保育園再編基本計画については、計画期間を2年程度延長し、保護者やまちづくり関係団体等との意見を聴取し、計画内容の見直しを行います。

また、公立保育園運営の休園基準については、画一的な対応はとらず保護者等の意見をお聞きしながら対応します。

## B 学童期・思春期

### ① 健やかな心と体の育成

こども・若者が、自らの発達の程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めます。

若い世代の欠食等の食習慣や生活習慣の乱れは、肥満や痩せ及び将来の生活習慣病の発症や、その食習慣や生活習慣が次世代のこどもの食生活や生活習慣に影響することが懸念されます。学童期・思春期のこども自身が適切な食習慣や生活習慣を獲得していけるよう、妊娠期・乳幼児期から引き続き、家庭と学校、地域が連動して取り組めるよう努めます。

### ② 魅力のある学校教育の推進

学校教育では、「こどもが主役」の授業への転換を進め、「そろえる」教育から「伸ばす」教育へ、一人ひとりの可能性を最大限発揮させるために必要な環境やこどもの居場所について検討していきます。

## C 青年期

### ① 仕事と子育てが両立しやすい環境づくりと働き方改革の推進

若年層が住居を確保できるように助成を行ったり、住宅の補助金を出すなど行っていきます。

事業所に対しては、従業員のワーク・ライフ・バランスが充実できるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進している事業所等の様々な情報提供及びメンタルヘルス相談窓口の周知や育児休業制度の周知を行います。また、市内事業所におけるリスキングの支援を行い、市内事業所のDX推進を図り、労働時間の短縮を図ります。

### ② 若者への就労支援

ハローワークと連携し、若者の雇用・就労の促進を図るとともに、市内企業のマッチングの機会を設けるなど、若者の就労促進を支援します。また、学校教育時から職場体験等を実施し、直接働く人と接したり、知識や技術・技能に触れたりする機会を設けることで、就業意識の醸成を図ります。

### ③ 子育て世代の出会いの場とネットワークづくり

家庭、地域、関係機関が連携して、情報提供や学習や活動の場を充実し、子育て家庭を支援します。

## 基本目標3 安心して子育てができるまちづくり

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、保護者が安心して子育てができる環境を整備します。

また、保護者の子育てにおける不安や悩みに対する相談支援や情報提供の充実、ひとり親家庭への支援の充実を図ります。

### ① 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

本市の現状や変化する社会情勢を踏まえ、引き続き、子育てや教育に関する経済的負担の軽減を図っていきます。

また、本市が独自に実施している施策については、国、県からの財政的な支援を活用しながら実施します。

### ② 地域の子育てを支える活動への支援

世代を超えた地域の自主的な子育て支援活動への支援と連携強化に努め、子育て支援を受けた家族が、次の地域の支え手となるよう、支援が循環する子育てしやすい地域づくりを進めます。

### ③ ワーク・ライフ・バランスの促進

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる環境を整備します。

#### ④ ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が安心して自立した生活を送るために、関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように各種制度の周知を図ります。

#### ⑤ 情報提供の充実

子育て当事者が安心して子育てに臨めるよう、子育てに関する情報を必要なところに的確に提供できるよう、ホームページやSNS等さまざまな媒体を活用して、わかりやすい情報の発信を推進します。

## 7 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 教育・保育

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

単位：人

		1号認定	2号認定		3号認定		
			3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
				教育希望が強い	左記以外		
令和7年度	量の見込み	73	0	940	530	58	
	確保量	特定教育・ 保育施設	80	0	1,341	702	192
		確保量合計	80	1,341		894	
令和8年度	量の見込み	69	0	903	510	55	
	確保量	特定教育・ 保育施設	80	0	1,341	702	192
		確保量合計	80	1,341		894	
令和9年度	量の見込み	65	0	846	517	55	
	確保量	特定教育・ 保育施設	80	0	1,341	702	192
		確保量合計	80	1,341		894	
令和10年度	量の見込み	61	0	807	503	55	
	確保量	特定教育・ 保育施設	80	0	1,341	702	192
		確保量合計	80	1,341		894	
令和11年度	量の見込み	60	0	781	491	52	
	確保量	特定教育・ 保育施設	80	0	1,341	702	192
		確保量合計	80	1,341		894	



## (2) 地域子ども・子育て支援事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業 (か所)	量の見込み	7	7	7	7	7
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	基本型(地域子育て相談機関)	6	6	6	6	6
	確保策	7	7	7	7	7
延長保育事業(人)	量の見込み	477	458	442	427	414
	確保策	477	458	442	427	414
放課後児童健全育 成事業(学童クラ ブ)(人)	量の見込み	945	908	866	828	791
	確保策	945	908	866	828	791
子育て短期支援事 業(ショートステ イ・トワイライト ステイ)(人)	量の見込み	82	80	77	74	72
	確保策	82	80	77	74	72
乳児家庭全戸訪問 事業(件)	量の見込み	310	301	295	288	281
	確保策	310	301	295	288	281
養育支援訪問事業及び 要保護児童対策地域協 議会その他の者による 要保護児童等に対する 支援に資する事業(件)	量の見込み	538	521	503	486	471
	確保策	538	521	503	486	471
地域子育て支援拠 点事業(人)(※確 保策については単 位:か所)	量の見込み(人)	12,459	12,018	12,046	11,719	11,434
	確保策(か所)	4	4	4	4	4
一時預かり事業 (人)	量の見込み	839	805	775	745	722
	幼稚園型における在園児 を対象とした一時預かり	95	91	85	81	78
	その他	744	714	690	664	644
	確保策	839	805	775	745	722
	幼稚園型における在園児 を対象とした一時預かり	95	91	85	81	78
	その他	744	714	690	664	644
病児保育事業(病 児・病後児保育事 業)(人)	量の見込み	399	383	369	357	344
	確保策	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
ファミリー・サポート・ センター事業(人)	量の見込み	526	505	485	469	454
	確保策	526	505	485	469	454
妊婦健康診査事業 (回)	量の見込み	3,567	3,452	3,377	3,289	3,200
	確保策	3,567	3,452	3,377	3,289	3,200
子育て世帯訪問支 援事業(件)	量の見込み	97	94	91	88	85
	確保策	97	94	91	88	85
親子関係形成支援 事業(新規事業) (件(延))	量の見込み	57	55	53	51	50
	確保策	57	55	53	51	50

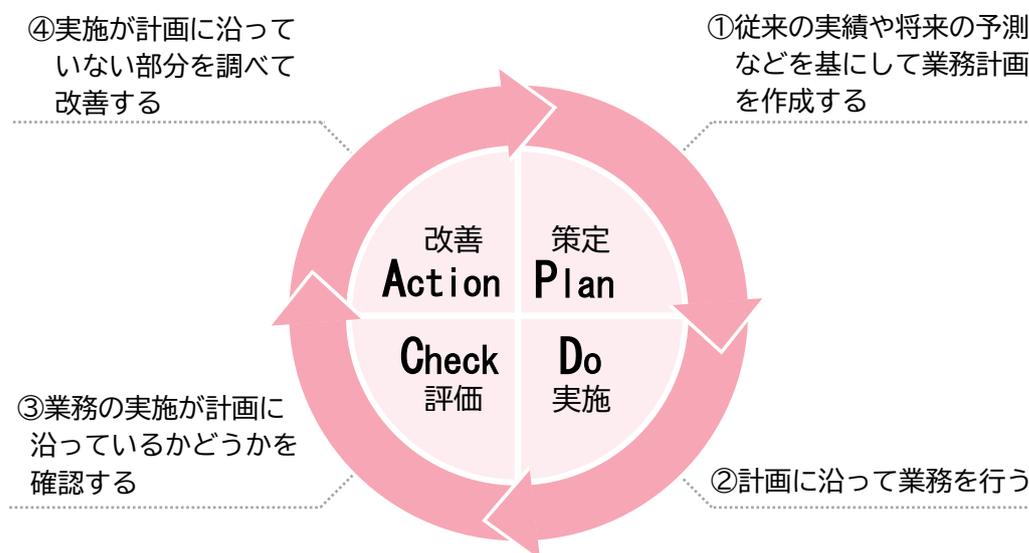
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
妊婦等包括相談支援事業（回）	量の見込み	849	822	804	783	762	
	確保策	849	822	804	783	762	
乳児等通園支援事業（新規事業）（定員人数）	量の見込み	0歳	－	7	7	7	6
		1歳	－	4	3	3	3
		2歳	－	2	2	2	2
	確保策	0歳	－	7	7	7	6
		1歳	－	4	3	3	3
		2歳	－	2	2	2	2
産後ケア事業(件)	量の見込み	232	225	220	214	209	
	確保策	232	225	220	214	209	

## 8 計画の推進

### (1) 計画の進捗管理

本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

PDCAサイクルのイメージ



### (2) 計画の推進

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「加賀市健康福祉審議会こども分科会」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて、実施に向けて検討及び取り組みを進めます。

#### 加賀市こども計画（概要版） 令和7年4月

発行：加賀市 市民健康部 子育て支援課

〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町二41番地

TEL：0761-72-7856 FAX：0761-72-7797